

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

東北部工業技術センターの試験等のための機器を新たに一般の利用に供することに伴い、東北部工業技術センター設備使用料の額を改定するため、滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 東北部工業技術センター設備使用料の額を改めることとします。（別表関係）

○使用料は機器1種類ごとに所要経費<sup>\*</sup>を算定した上で、条例上、その最低額と最高額を規定しているところであるが、繊維試験機器として風合い試験器 一本曲げを導入することに伴い、使用料の規定を改正するもの。

※所要経費：人件費や減価償却費、光熱水費等の原価計算により算出した経費

[改正前] 繊維試験機器 1時間あたり最低270円最高790円

[改正後] 繊維試験機器 1時間あたり最低270円最高1,090円

【影響額】5千円（令和4年度） ※平年度11千円

(参考) 風合い試験器

- ・糸や毛髪、ビニール線など繊維状のサンプル1本の曲げ特性を測定する装置である。人が上記のような物体を指で曲げた時に感じるやわらかさ・かたさ・弾力性の評価をすることができる。
- ・本機器は、細い繊維状のものを曲げた時の特性を評価できる装置であり、加工糸の加工条件や強撚糸の撚糸条件の検討など、織物や編物の製品開発等に利用されるだけでなく、毛髪のダメージやトリートメントの効果の評価に利用されるなど、幅広い分野で活用される。

(2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表

旧			新		
本則・付則 省略 別表 1～4 省略 5 東北部工業技術センター設備使用料			本則・付則 省略 別表 1～4 省略 5 東北部工業技術センター設備使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
観測機器	1 時間	円 350	観測機器	1 時間	円 350
精密測定機器	同	最低 320 最高 1,390	精密測定機器	同	最低 320 最高 1,390
機械試験機器	同	同 250 4,810	機械試験機器	同	同 250 4,810
材料試験機器	同	同 340 1,550	材料試験機器	同	同 340 1,550
微小観察機器	同	同 290 4,870	微小観察機器	同	同 290 4,870
機械試料調整機器	同	同 290 760	機械試料調整機器	同	同 290 760
環境機器	同	同 90 1,660	環境機器	同	同 90 1,660
物理量測定機器	同	同 110 980	物理量測定機器	同	同 110 980
分析機器	同	同 420 4,530	分析機器	同	同 420 4,530
物性評価機器	同	同 340 3,580	物性評価機器	同	同 340 3,580

化学試料調整機器	同	同 90 2,960
工作機器	同	同 160 3,500
繊維試験機器	同	同 270 <u>790</u>
繊維加工機器	同	同 50 560
コンピュータシステム 機器	同	同 370 3,990

注1 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

6 省略

化学試料調整機器	同	同 90 2,960
工作機器	同	同 160 3,500
繊維試験機器	同	同 270 <u>1,090</u>
繊維加工機器	同	同 50 560
コンピュータシステム 機器	同	同 370 3,990

注1 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

6 省略